平成２８年（フ）第８７６０号
東京都葛飾区奥戸３丁目４－１－102
債務者　藤木　寛文
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８７６１号
東京都中野区弥生町３丁目12－５－203
債務者　川畑　厚則
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８７６２号
東京都目黒区東山３丁目15－４－502
債務者　安見　弘子
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８７６３号
東京都八王子市上柚木２丁目1886－18
債務者　勝沢　亮太
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８７６４号
東京都荒川区町屋６丁目38－５－201
債務者　福田　喜一
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８７６６号
東京都文京区千駄木５丁目37－７
債務者　三上　嘉人
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８７６９号
東京都目黒区中央町２丁目30－19－201
債務者　梶本　結希
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８７７０号
東京都北区滝野川６丁目77－１－601　ライオンズプラザ新板橋・灰原方
債務者　池田　大輔
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８７７７号
東京都葛飾区東新小岩２丁目６－18－817
債務者　小林美奈子
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５２６号
横浜市港北区新横浜１丁目23番地２　サンブライト新横浜203
債務者　内藤　千鶴
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月８日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４７９号
岡山市南区福富西２丁目９番４号
債務者　藤本　真弓
1　決定年月日時　平成28年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７１号
沖縄県沖縄市知花１丁目23番３号　パークサイドティーダ102
債務者　長嶺　邦子
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１７９号
沖縄県宜野湾市野嵩１丁目41番７－302号　コーポツトム
債務者　比嘉　定二
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１８７号
沖縄県沖縄市松本６丁目９番５号　幸地アパート201
債務者　有銘　政良
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第７６２１号
東京都世田谷区桜丘５丁目51－５－205
債務者　山田真規子
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月９日午後４時
東京地方裁判所民事第20部